

# 市県民税、所得税の申告が始まります



今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。必要書類などの準備はお済みでしょうか。申告書はご自身で記入し、提出してください。市県民税の申告期限、所得税の申告・納付期限は3月15日(木)です。

## 市県民税の申告書(オレンジ色の封筒の人)は市役所または地区市民センターなどへ

### 市県民税の申告会場と日時

会場	期日	時間	会場	期日	時間
市役所 (2階 市民税課)	3月8日(木)~15日(木) (土・日曜日は除く)	9:00~16:00	桜	2月5日(月)・6日(火)	9:00~14:30
地区市民センター	富洲原	2月19日(月)・20日(火)	三重	3月8日(木)・9日(金)	
	富田	3月12日(月)・13日(火)	県	2月28日(水)	
	羽津	2月27日(火)・28日(水)	八郷	3月14日(水)・15日(木)	
	常磐	2月9日(金)	下野	2月13日(火)・14日(水)	
	日永	2月14日(水)・15日(木)	大矢知	3月1日(木)・2日(金)	
	四郷	3月6日(火)・7日(水)	河原田	3月2日(金)	
	内部	2月21日(水)・22日(木)	水沢	3月5日(月)	
	塩浜	2月22日(木)	海蔵	2月23日(金)	
	小山田	3月5日(月)	橋北	2月19日(月)	
	川島	2月26日(月)・27日(火)	楠	2月20日(火)・21日(水)	
	神前	2月8日(木)	保々	2月16日(金)	
人権プラザ神前 (児童集会所ホール)	2月7日(水)	人権プラザ小牧 (児童集会所)	2月15日(木)		

※市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください

### 申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市民税・県民税の手引き」を参考にして正確に記入してください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。提出の際は必要書類(裏面参照)を必ず添付してください。なお、添付していただいた必要書類の返送を希望する人は、返信用封筒を同封してください。

## 四日市税務署からのお知らせ ~申告書は国税庁ホームページで作成できます~

ご自宅で  
申告書が作成できます！

パソコン・タブレット・スマートフォンから  
「スマート！確定申告」

作成コーナー 検索

確定申告会場は、**大変混雑し、長時間お待ちいただく**場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。

申告書の作成に当たり、ご不明な点がありましたら、  
電話でお問い合わせください

### ●申告内容などが分からないときは？

電話相談センター

四日市税務署 ☎059-352-3141  
にお電話ください

※四日市税務署へお電話いただくと、自動音声の案内があります  
相談内容に応じて該当の番号を選択してください

### ●作成コーナーの操作が分からないときは？

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク ☎0570-01-5901

【受け付け】月曜日~金曜日 9:00~17:00  
(祝日および12月29日~1月3日を除きます)

※確定申告期間中の受け付けは、原則、月曜日~金曜日の9:00~20:00となります。「0570」のナビダイヤルがご利用できない場合などは、☎03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります)

### 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

#### メリット1 税務署に行く手間がかかりません

- ①作成した申告書などは、e-Taxでの送信または**印刷して郵送などにより税務署に提出**することができます。
- ②確定申告期間中は**24時間いつでも利用**できます。
- ③ご不明な点は**電話で問い合わせ**できます。

※1 タブレット・スマートフォンからはe-Taxをご利用になれません  
※2 e-Taxでの送信には、事前にマイナンバーカードなどの電子証明書とICカードリーダライタが必要です

#### メリット2 計算誤りの心配がありません

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書などを作成できます。

#### メリット3 プリントサービスにも対応しています

プリンターをお持ちでない人やタブレット・スマートフォンをご使用の方も、コンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)を利用して、申告書などを印刷できます。

### ~ご自宅で申告書作成が困難な人は~

確定申告会場は、「じばさん三重」6階(安島一丁目3-18)です。

【開設期間】2月16日(金)~3月15日(木) 9:00~17:00(土・日曜日は除く。受け付け終了時刻16:00)

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません ※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

# 申告書は自分で書いて提出しましょう



申告会場は大変混み合います。昨年の申告書控えや手引きを参考に、事前に自分で作成しておいてください。受付時間が短くなります。

## 市県民税の申告について

前年の所得に対して課税されますので、平成29年中（1～12月）の所得を申告してください。

## 申告が必要な人

平成30年1月1日に四日市市に住所があり、平成29年中に所得があった人。ただし、次の人は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

1. 平成29年分の所得税の確定申告書を提出する人
2. 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人
3. 公的年金など（厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金など）の所得のみの人

※ただし、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受けようとする場合は、申告してください

なお、申告が必要と思われる人には、事前に申告書（オレンジ色の封筒）を送付しています。



## ◆申告に必要なもの◆

- (1)市県民税申告書（郵送で届いた人）
- (2)認め印
- (3)「マイナンバーカード」または「通知カード（※1）と身元確認書類（※2）」  
<注意>市県民税申告書を郵送または地区市民センター経由で提出する場合は、上記の写しの添付が必要です。  
 (※1) マイナンバーの記載がある「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」でも可  
 (※2) 身元確認書類…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳 など
- (4)そのほか、下記①～⑨に該当する人は、各欄に記載している書類

①事業所得（営業等・農業） 不動産所得がある人	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市民税・県民税申告書または収支内訳書	
②報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など	
③給与所得・各種年金所得などがある人	それぞれの源泉徴収票の原本	
④社会保険料控除を受けようとする人	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書	
⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書	
⑥配偶者特別控除を受けようとする人	配偶者に所得がある場合は、その所得を確認できるもの	
⑦障害者控除を受けようとする人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして介護・高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など	
⑧従来の医療費控除を受けようとする人 〔平成29年中に支払った医療費の合計が10万円 または所得金額の5%（どちらか少ない額）を超えた場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費や介護費などの明細書（※3）</li> <li>●補てん金（高額療養費など）がある場合はその金額が分かるもの（平成29年1月1日から12月31日までの間に支払った分）</li> </ul>	(※3)平成30年度から、医療費控除の申告には明細書を作成し添付することになりましたが、平成32年度までは領収書の添付または提示により申告することもできます 注意:⑧医療費控除が⑨スイッチOTC薬控除のうち、申告者ご自身に有利な方（控除額の多い方）を選ぶことができますが、選んだ控除を修正申告などによって変更することはできません
⑨スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）を受けようとする人 〔一定の取り組みを行った人が、平成29年中にスイッチOTC医薬品を購入し、その金額が1万2千円を超えた場合〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スイッチOTC薬控除の明細書（※3）</li> <li>●補てん金がある場合はその金額が分かるもの（平成29年1月1日から12月31日までの間に支払った分）</li> <li>●一定の取り組みを行ったことを証明する書類</li> </ul>	

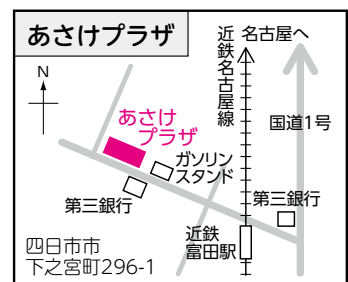
## 四日市税務署からのお知らせ

## 税理士による無料税務相談を行います

会場	○印 開設日					
	日付	2月2日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日
あさけプラザ	○	×	○	○	○	○

相談時間は 9:30～16:00です（ただし12:00～13:00は除く）

- 受け付け（受付番号の交付）は、9:00から行います
- 申告書の作成には時間を要しますので、受け付けを早めに終了する場合があります
- 会場ではe-Taxによる申告相談も行っていますので、利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号の分かる書類をお持ちください



※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

## 相談の対象となる人

- ①前年分の所得金額（青色事業専従者給与および青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の人
  - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成27年）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人
- なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をする人、また相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

## お問い合わせ

### ◆市県民税について…

四日市市役所市民税課 ☎354-8132 FAX354-8309  
 ホームページ <http://www.city.yokkaichi.lg.jp>  
 トップページ「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック

### ◆所得税の確定申告について…

四日市税務署 ☎352-3141  
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>